

社会福祉法人 光道園
新型コロナウイルス感染予防・緊急事態宣言解除後の対応について⑦

期間：7月13日～

7月12日、福井県内での感染者について、2ヶ月半ぶりに発生した状況を受けて、7月1日からの緩和事項について再検討を行いました。法人職員においては、公私において、感染対策について、緊張感を持って取り組んでいきます。

1. 緩和事項の変更 (7/13～)

①面会について

感染流行中の都道府県に2週間以内に行ったことのある方、もしくは流行している都道府県より来られた方は面会をご遠慮いただく。

※上記に該当しない方についても、面会については各施設への事前の連絡についてのご協力を得ること、面会時においては、他利用者の方との接触を避け、本人と面会者のみで感染予防に徹して行なうこと。

2. 緩和事項の継続 (7/1～)

①外出について

少人数での外出は許可するが、不特定多数が多く利用する場所や時間帯は避けること。付添は、職員が行い、予防に十分留意して行動すること。

図書館、美術館等の利用も少人数で感染予防に留意の上利用すること。

※面会や外出等を積極的に推奨しているわけではなく、各管理者は、現状を十分把握した上で実施すること。

※県内で新たな感染者が出た場合や再度緊急事態宣言が出た場合、上記事項はストップし、緩和措置の再検討を行う。

2. 継続する事項（終息もしくは医療体制が構築されるまで）

- ①利用者の方、職員の事業所間交流禁止（鯖江・朝日・朝日1丁目）は維持する。
- ②利用者の方及び職員、職員の家族にも協力をお願いし、不要不急の外出、イベントの参加を自粛する。
- ③利用者の方、職員共に、三密の恐れのある居酒屋、ライブハウス等不特定多数の人が出入りする店や接待を伴うバー、ラウンジ等の利用は自粛。
- ④利用者の方、職員共に、映画館、コンサート、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケ店等の遊戯施設の利用は自粛。
- ⑤県内外の研修、各種委員会の参加は自粛。
（どうしても参加しないといけない会議や資格取得研修等は上司の了解のもと感染予防に留意の上参加のこと）
- ⑥業者等外来者の対応は、窓口対応で従来通り。
- ⑦利用者の方の外泊、県外の帰省、旅行（職員も含む）は自粛。
（状況により個別対応、管理者に連絡相談）

社会福祉法人 光道園
新型コロナウイルス感染予防・緊急事態宣言解除後の対応について

期間：7月1日～

1. 緩和事項

①面会について

面会は、他利用者の方との接触を避け、本人と面会者のみで感染予防に徹して行うこと。

②外出について

少人数での外出は許可するが、不特定多数が多く利用する場所や時間帯は避けること。付添は、職員が行い、予防に十分留意して行動すること。

図書館、美術館等の利用も少人数で感染予防に留意の上利用すること。

※面会や外出等を積極的に推奨しているわけではなく、各管理者は、現状を十分把握した上で実施すること。

※県内で新たな感染者が出た場合や再度緊急事態宣言が出た場合、上記事項はストップし、緩和措置の再検討を行う。

2. 継続する事項（終息もしくは医療体制が構築されるまで）

①利用者の方、職員の事業所間交流禁止（鯖江・朝日・朝日1丁目）は維持する。

②利用者の方及び職員、職員の家族にも協力をお願いし、不要不急の外出、イベントの参加を自粛する。

③利用者の方、職員共に、三密の恐れのある居酒屋、ライブハウス等不特定多数の人が出入りする店や接待を伴うバー、ラウンジ等の利用は自粛。

④利用者の方、職員共に、映画館、コンサート、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケ店等の遊戯施設の利用は自粛。

⑤県内外の研修、各種委員会の参加は自粛。

（どうしても参加しないといけない会議や資格取得研修等は上司の了解のもと感染予防に留意の上参加のこと）

⑥業者等外来者の対応は、窓口対応で従来通り。

⑦利用者の方の外泊、県外の帰省、旅行（職員も含む）は自粛。

（状況により個別対応、管理者に連絡相談）